



CONTENT

- 3 論説
- 3 INPI データベースへの無料アクセス
- 4 “Raising the Bar”
- 4 GPI、パブリックベータテスト中
- 5 IPC の単純化に関する協定
- 5 リーガルステータスコード
- 6 インド、“East Meets West”フォーラム
2009で注目を浴びる
- 7 現在のアジアは？
- 8 US の譲渡に関するデータ
- 8 中国のリーガルステータスデータを
INPADOC で
- 9 Bernard 氏、ロンドン通いはもうしない
- 10 PATLIB2009
- 11 World Patent Information 誌
- 11 intellogist.com—新しい無料サービス
- 11 Minesoft 社、Queen’s Award
for Enterprise を受賞
- 11 オンライン出願
- 12 その他のニュース



プラハで開催された欧州特許フォーラムでパネリストを務めた Kenneth Cukier 氏

脚光を浴びる特許とデジタル技術

「昨今の金融危機により、成長のスパイラルが頭打ちになっています。」
4月末にプラハで開催された欧州特許フォーラムにおいて、ヨーテボリのチャルマース
工科大学教授Ove Granstrand氏は、このような厳しい見解を示しました。
「何も変革がなければ、10年後、更に深刻な金融危機に再び直面するかもしれません。」



今回の欧州特許フォーラムで
基調講演を務めた
Ove Granstrand 氏

Granstrand 教授は基調講演で、欧
州のイノベーションパターンと、こ
れがどのように経済に影響するか
について着目しました。教授は『知
財及び知財とデジタル技術との相
互作用』という議題に触れ、知的財
産権制度との僅かな不釣り合いや、知
的財産権制度への適応がいかにか
欧州経済に多大な影響をもたらすか
を説明しました。「日本がその前例
ですが、政府の最上層部で議題に上

るほど、知財の影響力は絶大なので
す。」

今回の欧州特許フォーラムでデ
ジタル技術に焦点を当てたことは、
何十年も大幅な改定がなされてい
ない欧州の知財制度がこれらの技
術に十分に寄与していたかどうか、
欧州の知財制度を改善する必要が
あるかどうかを、参加者が振り返
りきっかけになりました。演者の層は

幅広く、産業界、学界、研究機関、
特許事務所の特許弁理士や特許代
理人などでした。技術間には相互運
用性が不可欠であり、イノベーシ
ョンは往々にして多様な分野の人々
が別け隔てなく協力した結果です
が、プレゼンテーションでは、デジ
タル技術に従事する人々が直面し
ている幾つかの特別な課題が明る
みになりました。その課題には、ソ
フトウェア特許、当該分野のSME



者や出席者は、全体的な戦略の実態に対する特許情報の重要性を心得ていました。欧州委員会の企業・産業総局のイノベーション政策官の Jean-Noël Durvy 氏は、次のように述べました。「特許情報の開拓・・・これこそがイノベーションに大きく貢献するでしょう。特に SME の間で、特許情報の活用を広く浸透させるべきです。」特許情報と今回の議論の主題とが直接関係していることは、アジアのデータや、欧州特許公開までの道のり、特許付与後の欧州特許の成り行きに関するブレイクアウトセッションから、明らかでした。EPO は、特許手続の一本

固有のニーズ、長期にわたる特許手続と短い製品寿命サイクルとの矛盾、特許と業界スタンダードとの共存などが含まれます。

殆どの参加者が要求したことに、欧州特許庁は最大限の法的確実性を特許制度の利用者に与えるべきだ、ということが挙げられます。つまり、その有効性が最大限に推定される特許を付与するため、特許庁はあらゆる可能な措置をとるべきだ、という強い意志があったということです。

認識の欠如

パネルディスカッションにおいて、演者は、欧州の産業界と学界が直面している大きな課題は認識の欠如であると述べ、知的財産に関する教育の充実を求めました。エディンバラにあるヘリオット・ワット大学の技術調査部ディレクターの Gillian McFadzean 氏によると、学界では特に「イノベーションシステムからの隔絶」が感じられるといいます。

具体的な提言内容

3日間の会期中、様々な領域からの演者が、知財制度の前向きな変化を促す、以下の内容をはじめとする多様な提言を行いました。

- 欧州中央特許裁判所制度の実現に向けて更なる努力を行うこと (DigitalEurope の Bridget Cosgrave 氏)
- 第三者又は出願人からの請求による審査請求料の納付繰延と早期審査を両立させること (Kuhnen&Wacker 特許事務所)
- できるだけ早期に特許出願を公開することにより、第三者の利用を促進すること (ジャーナリストの Kenneth Cukier 氏)

「Raising the Bar」

EPO は、Raising the Bar 構想最初の成果を受けて、特許手続の一本化計画 (Single Patent Process project) を提示しました。特許手続の一本化計画の目的は、欧州特許の全ての付与段階を単一のシステムにまとめることです。「Raising the Bar」では、欧州特許のクオリティを効率的且つコスト効果的に最大限まで高めることに重点的に取り組んでいます。



エディンバラのヘリオット・ワット大学 Gillian McFadzean 氏



DigitalEurope の Bridget Cosgrave 氏

す。EPO 事務局に提示され、既に認可された最近の提案には、とりわけ、特許性の調査以前に庁が特許出願の明確性を審査できるようにするというアイデアが盛り込まれています。出願が明確性に欠けていることがわかると、庁は特許性の調査に進む前に、この不備の補正を出願人に命じることができるようになります。

EPO は、「Raising the Bar」構想による変更の実施を 2010 年の早い時期に見込んでいます (4 頁を参照)。

特許情報

今回の欧州特許フォーラムの演

化計画や Raising the Bar などの領域における特許情報の課題の重要性を認識しており、近い将来、このような課題に特許情報コミュニティにも関与してもらう方法を模索することになるでしょう。

法的確実性を通じたリスク軽減

今春プラハで開催された欧州特許フォーラムでは、欧州の知的財産制度の将来を長期的に見据えた示唆に富む論題が多く持ち上がりました。このイベントで浮かび上がった明確なメッセージの1つに、大企業、零細企業、学界、SMEのいずれに所属しているかにかかわらず、欧州の全ての特許関係者にとって法的確実性が最優先事項であるということが挙げられます。

昨今の不安定な景気と景気不安の風潮の中では、全ての特許関係者が特許と特許権に関する確かな総合知識を身に付けていることが不可欠です。これが少しでも不足しているとリスクの増大に繋がり、時世に乗り遅れてしまいます。

ここ数年、欧州特許の法的枠組みで生じた変化によって、特許付与後に欧州特許でとり得る道筋が増えました。ロンドン協定の発効に伴い、複数の欧州特許庁加盟国において欧州特許を法的に有効にするためには国ごとに異なる要件が認められることとなる一方、改正欧州特許条約 (EPC 2000) においては、特

許の減縮や取消しができるコンセプトが取り入れられました。

この変更により、EPOは、法的確実性を得るためにユーザーが必要とする、それぞれの加盟国における欧州特許のステータスに関する情報を提供するという更なる責任を負うことになりました。私達は、この責任を非常に真摯に受け止め、クオリティの高い情報をできる限り多く EPO データベースに集める努力を続けています。昨年、INPADOC リーガルステータスデータベースに、毎年更新料の支払いに関するデータを纏めることができたのは非常に大きな一歩で、これ

によって、或る欧州特許がどの国で有効でどの国で有効でないかを、1つのソースで概観できるようになりました。

もちろん、特許付与後の欧州特許に関する正式な情報源は各加盟国の特許庁のソースであり、ユーザーが、連携のとれた、一貫性のある、統一された情報をこれらの情報源から得たいと考えていることは EPO も承知の上ですが、現在ユーザーが直面している煩雑な状態を改善する方法を私達は模索し続けます。事がうまく運び、多くの協力を得ることができれば、ゴールは近いと信じています。



Richard Flammer,
Principal Director Patent Information



Richard Flammer
特許情報主席部長

フランスのリーガルステータス

INPI データベースへの無料アクセス

フランス工業所有権庁 (INPI) が新たな検索サービスを開始しました。ユーザーが INPI のウェブサイトから検索サービスを無料で利用できることになったことで、有料の plutarque.com や icimarques.com といったかつてのサービスが不要になり、打ち切りになりました。

この新しいオンラインサービスでは、次の検索が可能になります。

- 1978年からの特許付与されたフランス特許と、フランスを指定国とする欧州特許のリーガルステータス (1,500,000 件) (リーガルインフォメーションを拡充

した、このデータベースの改訂版は2009年の後半から利用可能予定です。

- フランスで有効な全ての国内商標、欧州共同体商標、国際出願された商標 (2,000,000 件弱)。
- 1910年からのフランス意匠と実用新案と、1979年からの国際出願された意匠と実用新案の全て (1,000,000 件)。
- 特許、商標、意匠、実用新案に関する判例と (55,000 の) 商標登録異議申立の判決。

このサービスは、4,000,000 件を超えるフランス出願、欧州出願、国



際 (PCT) 出願を収録しており、フランスの esp@cenet サービスを補完することができます。2007年末から INPI のウェブサイトでのサービスを無料で利用できるよ

うになりました。

詳しくは www.inpi.fr をご覧ください。

Raising the Bar

欧州特許庁による「Raising the Bar」構想の狙いの1つは、今後の特許出願のクオリティを高め、これによって特許付与手続の流れを能率化することです。

この狙いを実現するために、EPO は次の3つのアプローチを検討しています。

- サーチレポートでは、権利保護を求めた範囲と最も関連度が高い文献を引用すること。
- 特許性基準を常に社会的なニーズに適合させること。
- 特許検索と審査に伴う手続を効率的に行い、無駄な順延を避ける必要があること。

上記のアプローチのうち、1つ目と3つ目を推進するEPC施行規則の大幅な改正が、EPOの管理理事会により2009年3月の会合で可決されました。

技術的範囲の早期明確化

新たに加わった62条(a)及び補正された63条によると、EPOは、特許調査の段階の2～6週間のあいだに、つまり欧州サーチレポートの送達前に、調査範囲を明示するよう出願人に求めることができます。新たに加わった70条(a)によると、出願人には、欧州拡張サーチレポートを添付した調査見解書に対する応答を、基本的には審査段階に移行する前に行う機会があります。このとき応答がない場合、出願を取り下げたものとみなされず、特許出願の更なる補正は、審査部の同意なしにできません(改正規則137条)。出願人が出願補正の根拠を提示しない場合、審査官は1ヶ月以内に補正の根拠を提示する

よう出願人に命じることができず。

分割出願

同じ会合において理事会は、分割出願の出願期限を設けるという36条の補正を可決しました。出願人は、審査部から最先の出願(親出願や祖父出願、それよりも先代の出願を含む)に対する最初の拒絶理由通知が実際に発行された日から24ヶ月以内であれば、自発的に分割出願を行うことができます。これにより、世代にかかわらず自発的な分割出願の期限が定まる一方で、出願人が審査部に対して出願に関する反論を行う機会が与えられます。この期限後には、命令等による場合でなければ分割することはできません。

進歩性と当業者について

EPOは、進歩性の基準と慣例を見直すとともに、進歩性の基準が低い場合の経済的影響を再調査しました。また、EPC(83条の発明の開示、69条の解釈に関する議定書)で言及されている「当業者」の能力、知識、用法、並びに、(87条、123条(2)及び(3)、139条、54条、84条に記載の優先権、主題の拡張審査、権利放棄の承諾、並びに誤記の訂正、新規性、明確性)判例に鑑みた「当業者」の役割も再検討しました。

その結果、2010年4月に発行予定の審査ガイドラインでは、「当業者」には

- (例えばチームなどの)複合的な専門分野のグループ
 - 近接する様々な技術分野の示唆を習得するであろう人
 - 周知の一般知識を備えている人
 - 所属する技術分野の持続的な発展に従事している人
 - 進歩性や開示が十分であるかを判断できるのと同程度の資質を有する人
- が含まれるという情報を盛り込むことにしています。

Raising the Barの措置の成果として、今後の出願における明確性の向上が期待されます。また、特許付与手続の次の段階で用いるサーチレポートがより関連性の強いものになることも期待されます。最後に、特許性の質問に関する出願人からの応答を、より早く受け取れるようになります。こうすることで同時に、適時性が向上し、いかなる特許出願についても審査官や公衆が得られる情報のクオリティが高まることでしょう。

GPI、パブリックベータテスト中

GPI データベースは、効果的な検索が可能な esp@cenet のデータ範囲と EPO の MIMOSA ソフトウェア検索の特徴を兼ね備えた新製品で、現在パブリックベータテストの最中です。2008年末に、選出されたテストの最初のグループが開始し、2009年の4月に更なるグループが追加されました。当初のフィードバックは前向きな内容でし



た。

オンライン会議では、このデータベースは「感動的」「将来有望」「素晴らしい」といった感想をテストの方から頂きました。個人的な感想を尋ねてみたところ、現時点では「検討中」「感激した」「GPIがあつて良かった」「役に立ちそう」といったコメントが寄せられています。現在、このベータテストを規模を拡大して行っています。ベータテストグループへの参加に関心を持たれた方は epal@epo.org までご連絡ください。GPIについて更に詳しく知りたい方は、Patent Information News 2008年第4号の4頁をご覧ください。

IPC の単純化に関する協定

2009年3月24日、WIPOは下記のように国際特許分類（IPC）を単純化する意向を表明しました。—コアレベルとアドバンスレベルの区分を廃止する—改正の回数を年2回までに制限する

この変更は、2011年1月から実施予定です。

WIPO 発表の全文は以下の通りです。

2009年3月16日から20日までジュネーブで開催された世界知的所有権機関（WIPO）の国際専門家会合の委員会において、国際特許分類システムの構成の単純化が可決されました。国際特許分類（IPC）システムとして周知のシステムを改良することで、より一貫性のある検索結果を確実に得られるようになり、産業財産権庁における更なる普及が見込まれ

ます。

WIPO 事務局長のFrancis Gurry氏は、委員会のこの提案をIPC にとって有意義な改良として歓迎しており、

「IPCは、特許情報検索において比類のない国際的ツールです。分類の単純化に向けたこのような動きは、WIPOの主な目的の1つである、特許データベースに蓄積された技術知識の幅広い共有に貢献することでしょう。」とコメントしています。

IPCシステムでは、全技術分野をセクション、クラス、サブクラス、グループで階層的に分類しています。IPCシステムは、発明の新規性を立証したり、特定の技術領域の最新技術を見定めたりするための調査を行うにあたり、産業財産権庁に欠かせないツールです。競合他社の特許を調査したり、研究開発に役立てる技術情報を検出したりする業界でも、IPCが用いられています。

2006年に導入された現在のIPC

は、それぞれ別の改訂日の、コアレベル、コアレベルより詳細なアドバンスレベルから構成されます。

最近の改良では、以下のような抜本的な改良が多くなされました。

—2011年1月からコアレベルとアドバンスレベルの区分を廃止することで、IPCの構成を単純化すること。現在コアレベルを活用している庁は、この統合された構成の下では、メイングループを使用できません。大幅な改正が行われた場合には2度の可能性もありますが、IPCのアップデート版は毎年1月1日に公開されます。

—米国分類、欧州分類（ECLA）、日本国特許庁のFI/Fタームのような国別の特許分類システムを、新しい取り組みの下で徐々に統合していくことによって、統合及び統一された国際特許分類を構築すること

を目標に、IPCの発展を加速させること。

—新しい取り組みにより、e-フォーラムの利用を促進し、ここで効率の大幅アップと改正作業のクオリティアップに向けた専門家による技術コンサルティングを行うこと。

—IPC改正に向けて作業し取り組んだ現在の構成を継続し、2010年に、1年間分の評価を受けた見直しを行うこと。

専門家委員会は、2009年9月のIPC協会の総会で報告を行う予定で、この見直しがここで承認されると思われる。

更に詳しく知りたい方は、メディア公報部（Media Relations Section）までご連絡ください。
tel.: +41 22 338 81 61 or 338 95 47
e-mail: publicinf@wipo.int

リーガルステータス

リーガルステータスコードーサンプル集

EPOのウェブサイトには現在リーガルステータスデータとして利用されている（PRSコードとして周知の）コードリストがあります¹。

このリストは、ユーザーがPRSコードを解釈するときに役立ちます。ここには、2009年のリーガルステータスデータバックファイルにある全てのコードが記載されています。それぞれのPRSコードに対応情報の一例が併記されます。（EP特許などの）地域特許については、或る国での状況が公表されている場合、国名コードが使用されることもあります。

1)www.epo.org/patents/patentinformation/raw-data/useful-tables.html

以下、テーブルの抜粋です。

CC	PRS Code	Publication number
FI	SPCG	EP 0799044A2
FI	SPCL	EP 0891420A1
FI	TC	FI 101956B
FR	AM	EP 0004514A2
FR	AN	FR 1594086A
FR	AP	EP 0004514A2
FR	AR	EP 0042919A2
FR	AS	EP 0388302A1

関連のリーガルイベントの例を幾つか示します。

FI	SPCG	EP 0799044A2	FR	AS	EP 0388302A1
PRS Date:	2008/11/07	PRS Code:	REG FI SPCG	PRS Code:	REG FR AS
Code Expl:	+ SUPPLEMENTARY PROTECTION CERTIFICATE SPC GRANTED	Code Expl:	ASSIGNATION FOR PROPERTY CLAIM		
SPC NUMBER:	229				
FI	TC	FI 101956B			
PRS Date:	1999/05/23	PRS Code:	TC	PRS データベースがカバーしている特許機関は、アルファベット順に記載されており、このリストは定期的にアップデートされます。	
Code Expl:	Name/ company changed in patent	NEW OWNER:	KALMAR INDUSTRIES OY AB		
PRS Date:	1995/01/20				

インド、” East Meets West” フォーラム 2009 で注目を浴びる

EPO が毎年開催しており、今回で7回目を迎える” East meets West” フォーラムが、2009年4月23日から24日にかけてウィーンで開催されました。ここでは、中国、日本、韓国をはじめとする東アジアの3つの主要国を抑え、世界中の特許情報ユーザーにとって益々重要性を増している、成長を遂げるもう1つの経済圏、インドに注目が集まりました。

インドから新しい特許情報サービスが続々

インドのデリー特許庁の副登録官の Kishan S. Kardam 氏は、デリー特許庁のコンピュータ化及びデジタル化プロジェクトについて説明するとともに、IP India ウェブサイトの無料データベースで利用できる未審査の公報と登録特許公報の様々な新しい検索フィールドを紹介し、次のように述べました。「East Meets West フォーラムに参加させて頂く機会を賜り、誠にありがとうございます。お陰さまで、長期的な視点から最も大切なこと、つまり、ユーザーの皆様と直接触れ合い、ニーズを把握し、皆様からのメッセージを持ち帰ることができます。」

インドでは、また、特許情報を商業的に提供するサービスに特化した数多くの企業が成長しています。そういった企業の一つでもある、今回のフォーラムに参加した Clairvortex 社²は、フルテキストデータと包装データをはじめ、付加価値を加えた自社のインド特許情報のポータルサービスを紹介しました。

フィリピン共和国

EPO は、フォーラムにおいて、より多くの国をカバーするための取り組みを長年にわたって続けてきました。そこで、2009年のプログラムでは、フィリピン特許庁³の Virginia Aumentado 氏によるプレゼンテーションが盛り込まれました。Virginia Aumentado 氏は、フィリピンで取得可能な様々な知的財産権とフィリピン特許庁が提供している特許情報サービスについて、フィリピンの特許文献のデジタル化とオンラインでフルテキストを閲覧できるようにするための大きなプロジェクトも交えて概説しました。



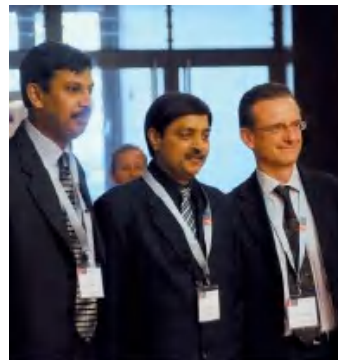
トムソン・ロイター社の Doina Nanu 氏

機械翻訳－救世主か厄介者か？

これまでの East Meets West フォーラムで引き続き話し合われてきたのが、機械翻訳 (MT) はアジアの特許情報にアクセスしたりこれを調査したりする上で有用かどうかということです。今年、今回のフォーラムでは、中国語から英語への機械翻訳に注目が集まりました。

SIPO 中国特許情報センターの Mingyue Yuan 氏は、SIPO の機械翻訳ツールのシステムチェックテストと評価方法、並びに、セマンティックエンジンと中国語の自然言語処理技術を搭載したマルチエンジン MT システムへの移行に向けた SIPO の取り組みについて報告しました。

また、Mingyue Yuan 氏によると、既存の機械翻訳サービスのカバー範囲が拡張され、2008年のデータまで含むようになりました。Barrou Diallo 氏は、中国語から英語への機械翻訳のクオリティ評価の実施をオープンにすることの重要性を強調しつつ、このクオリティ評価において EPO と SIPO がどのように連携しているかを説明しました。ユーザーの視点は、今日利用可能な翻訳ツールに言及し、特許情



左から順に：Clairvortex 社の Manoj Pillai 氏、インド特許庁の Kishan S. Kardam 氏、EPO の Paul Schwander 氏

報のプロフェッショナルにとって機械翻訳が「救世主か厄介者か」を問いかけた、Technology Partnership 社の Jane List 氏の意見に反映されています。

伝統的知識

アジアの特許情報を扱うスペシャリストにとって、「伝統的知識 (TK)」が益々重要になっています。高い評価を受けた Dragotti & Associati の Claudia Finetti によるプレゼンテーションでは、その定義と法的枠組みが論じられ、公に利用可能な TK ソースの幾つかのケーススタディが示されました。

Paul Schwander 氏は、各国の特許庁の先行技術調査において TK が

EPO に投げかける課題、例えば、TK の多くが電子的に入手できず、分類が難しく、大抵は西洋のユーザーには理解できない言語が用いられていることなどについて論じました。

業界からのメッセージ

Peter Kallas 氏 (BASF 社 SE) は、アジアの特許庁からの参加者と合同で行ったフォーラムのプレ・ミーティングで得られた、特許文献調査部門 (PDG : Patent Documentation Group) メンバーによる協議の結果を紹介しました。

「アジアの特許情報に関して PDG が必要に迫られているのは、英語表記された包括的なリーガルステータス、高いクオリティの機械翻訳と検索可能なフルテキスト、付加価値となるアブストラクト、統一された番号形式、出願人の名称です。」

EPO 特許情報主席部長の Richard Flammer は、この危機の時代に特許情報がいかに特別な重要性を有しているか、いかに” East Meets West” のような専門的な特許情報会議が困難な状況に協力して立ち向かう道筋となるかということを確認しました。彼はまた、世界の5大特許庁の連携強化に向けた今日の取り組みについて言及した中国特許庁 (SIPO) 長官の Tian Lipu 氏の言葉を借りて、次のように述べました。

「『あなたも私も、同じことをしているのだから、手を取り合わずしてどうするのですか？』” East Meets West” は、まさにこれに取り組み、共に未来を形作るきっかけなのです。」

“East Meets West” での全てのスピーチとプレゼンテーションが www.epo.org/about-us/events/emw2009/programme.html でご覧になれます。

1) www.patentoffice.nic.in/

2) www.clairvortex.com/

3) www.ipophil.gov.ph/

現在のアジアは？

ご存知でしたか？

現在、台湾の特許法が改正の最中です。

台湾特許庁 (TIPO) は現在、2004年7月1日から施行されている特許法を見直しています。予定されている改正は、公衆衛生や工業デザインといった領域に関係があり、現行の特許プラクティスに多くの変更を加えるものです。

改正案は、TIPO ウェブサイト www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=3463 (中国語のみ) からダウンロードできます。

esp@cenet には、中国実用新案の英語の抄録が収録されています。

2009年に3月上旬に、EPO の esp@cenet 無料データベースに中国実用新案の英語抄録第1弾がロードされました。残りの分は、年内いっぱいアップロードされる予定です。

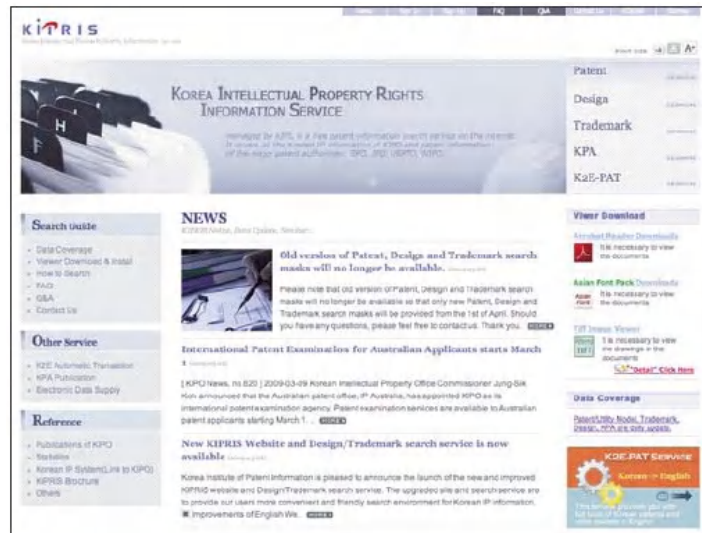
esp@cenet ウェブサイト www.espacenet.com

中国のリーガルステータスデータが esp@cenet から入手できるようになりました。

EPO は、esp@cenet の INPADOC リーガルステータス情報の一環として、中国特許文献の英語版リーガルステータスデータのアップロードを開始しました。詳しくは8頁の記事をご覧ください。

KIPI が KIPRIS の英語ウェブサイトを再開しました。

2009年3月6日、韓国特許情報院 (KIPI) は、KIPRIS 英語ウェブサイトの改良バージョンを開始しました。このサイトでは、ニュース



新しい KIPRIS ウェブサイト: http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp

掲示板、FAQ セクション、新しいリファレンスのセクションが掲載されています。データ収録セクションは、リアルタイムでアップデートされます。また、商標と意匠の検索サービスについても、今回の再開の一環としてアップグレードされており、クロスリンガル検索も利用できるようになりました。

新しいウェブサイトは http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp でご覧になれます。

SIPO が英語ウェブサイトを再開しました。

2009年4月26日、中国特許庁 (SIPO) が運営する新しい英語ウェブサイトと知的財産権出版社 (IPPH) が始動しました。

また、これらのウェブサイトで利用できる無料特許ソースのインタ



ーフェースのデザインも新しくなりました。コンテンツと検索機能については殆ど変更がありません。



EPO のバーチャルヘルプデスクに「FAQ India」セクションが追加されました。

EPO のアジア特許情報ウェブページでは、日本、中国、韓国に加え、インド特許の FAQ、番号形式や特許付与手続に関する情報、正確な詳細を掲載しています。

バーチャルヘルプデスクへは www.epo.org/patents/patentinformation/east-asian/helpdesk/india.html からアクセスできます。

KIPO が商標の早期審査を導入しました。

通常よりも約4~5ヶ月早い、2ヶ月以内に、出願人に商標の予備的

な審査結果を通知するという新サービスを韓国特許庁 (KIPO) が2009年4月1日から提供しています。このサービスには約90ユーロの追加費用がかかります。商標を巡る紛争の終結を早めるのが目的です。

詳しくは、www.kipo.go.kr/kpo/eng/ をご覧ください。(「KIPO News」をクリックしてください)。

ベトナムが2009年に特許法の改正を計画しています。

今回の改正には、侵害手続、特許出願と商標出願の審査における法定期限の変更、並びに、ベトナム国民の第一出願義務 (first-filing requirement) の導入が含まれています。

新しい特許法の草案はベトナム特許庁 (NOIP) ウェブサイト http://203.162.163.40/noip/cms_en.nsf でご覧になれます。

中国最高人民法院がIPR年次報告書第1号を公開しました。

今年4月23日、中国最高人民法院は IPR 訴訟の年次報告書を公開しました。この報告書によると、中国最高人民法院の IPR 審判法廷では、2008年に277件の特許、著作権、商標の侵害、不正競争に関する審判が行われました。2008年の年次報告書は、中国語のみですが、www.chinacourt.org/public/detail.php?id=354227 でご覧になれます。

アジア関連のニュースは <http://eastmeetswest.europeanpatentoffice.org/news/> で詳しくご覧になれます。

US の譲渡に関するデータ

USPTO の発明者の権利に関する規則により、譲渡情報は出願人名の検索において最たる関心事項となっていますが、1999 年米国発明者保護法 (AIPA : American Inventors Protection Act) による早期公開制度の導入以来、その関心がなお一層高まりました。AIPA により、発明者は出願の時点で (将来) 特許権を所有する company にその特許出願を譲渡する必要がなくなったことから、US 特許出願 (US コードが A1 の文献) では通常、譲受人が記載されません。譲受人名が明示されるのは (US コードが B1 の) 権利付与後の特許の場合のみです。それまでに数年がかかるであろうことから、必然的に未確定事項が非常に長期にわたり存在します。

ここに、譲渡情報が記入されることとなります。ここで典型例を 2 つ示します。1 つ目は長い譲渡記録が記載されている例 (US5890628) で、もう 1 つ (US2004168732) は、発明者のうち、特許付与前に権利譲渡を行った者と特許付与後まで権利譲渡を保留した者がいる例です。

EPO は現在、6,000,000 件を超える譲渡記録を EPO のリーガルステータスデータベースにロードしている最中です。ロードが完了すると、EPO のデータベースで US の譲渡情報を 1981 年まで遡ってカバーできるようになります。最近の出来事として先ず挙げられるのが、2009 年 1 月に USPTO から「US 譲渡 (US assign)」DVD が出版されたことです。追加版を利用して、フロントファイル (1994 年以降のファイル) のメンテナンスが行われる予定です。EPO のデータベースには過去の US の譲渡データが収録されていますが、記録の破損に繋がるシステム上の問題を特許庁が確認しました。そこで、US の譲渡に関する EPO のデータは、2009 年 1 月下旬にリーガルステータスデータベース (つまり esp@cenet と OPS) から削除されました。

新しい記録のアップロードは順調に進んでおり、今後数カ月のうちに完了する予定です。

In my patents list | Print

Dispensing lid assembly for a container

Bibliographic data Description Claims **Mosaic** Original document **INPADOC legal status**

The EPO does not accept any responsibility for the accuracy of data and information originating from other authorities than the EPO; in particular, the EPO does not guarantee that they are complete, up-to-date or fit for specific purposes. Legal status of US5890628 (A) 1999-04-06.

US F	82064987 A	(Patent of invention)
PRS Date:	1998/08/14	
PRS Code:	A8	
Code Expl.:	ASSIGNMENT	
NEW OWNER:	OUTER CIRCLE PRODUCTS, LTD., ILLINOIS	
FURTHER INFORMATION:	ASSIGNMENT OF ASSIGNORS INTEREST;ASSIGNORS SIMPSON, PETER C.;AI, JOHN W.;MELK, THOMAS J.;REEL/FRAME: 609288/0096;SIGNING DATES FROM 19970327 TO 19970408	
PRS Date:	1999/09/21	
PRS Code:	CC	
Code Expl.:	CERTIFICATE OF CORRECTION	
PRS Date:	2000/11/14	
PRS Code:	AS	
Code Expl.:	ASSIGNMENT	
NEW OWNER:	OCF ACQUISITION CORP., ILLINOIS	
EFFECTIVE DATE:	20000419	
FURTHER INFORMATION:	ASSIGNMENT OF ASSIGNORS INTEREST;ASSIGNOR OUTER CIRCLE PRODUCTS, LTD.;REEL/FRAME: 011295/0180	
PRS Date:	2003/05/14	
PRS Code:	AS	
Code Expl.:	ASSIGNMENT	
NEW OWNER:	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORPORATION, AS AGENT, CA	
EFFECTIVE DATE:	20030507	
FURTHER INFORMATION:	SECURITY AGREEMENT;ASSIGNORS OCF ACQUISITION CORP.;MONARCH LUGGAGE CO. INC.;BRENTWOOD BAG CORP.;AND OTHERS;REEL/FRAME: 014083/0217	

In my patents list | Print

Modular surface mount fluid system

Bibliographic data Description Claims **Mosaic** Original document **INPADOC legal status**

The EPO does not accept any responsibility for the accuracy of data and information originating from other authorities than the EPO; in particular, the EPO does not guarantee that they are complete, up-to-date or fit for specific purposes. Legal status of US2004198732 (A1) 2004-09-02; US7288139 (B2) 2007-08-21:

US F	72131203 A	(Patent of invention)
PRS Date:	2004/05/11	
PRS Code:	A5	
Code Expl.:	ASSIGNMENT	
NEW OWNER:	SWAGELOK COMPANY, OHIO	
EFFECTIVE DATE:	20040502	
FURTHER INFORMATION:	ASSIGNMENT OF ASSIGNORS INTEREST;ASSIGNORS PERUSEK, ROBERT Y.;HASAK, DAVID J.;KALATA, GREGORY S.;AND OTHERS;REEL/FRAME: 014818/0412	
PRS Date:	2007/12/18	
PRS Code:	CC	
Code Expl.:	CERTIFICATE OF CORRECTION	
PRS Date:	2006/01/02	
PRS Code:	AS	
Code Expl.:	ASSIGNMENT	
NEW OWNER:	SWAGELOK COMPANY, OHIO	
EFFECTIVE DATE:	20061022	
FURTHER INFORMATION:	ASSIGNMENT OF ASSIGNORS INTEREST;ASSIGNOR HAYES, CHARLES W., II;REEL/FRAME: 022043/0582	

Data supplied from the esp@cenet database - Worldwide

中国のリーガルステータスデータを INPADOC で

中国の特許と実用新案の両方のリーガルステータスデータが INPADOC リーガルステータスデータベースに収録されています。

2009 年の第 18 週目に、2008 年のバックファイルからデータのアップロードが開始され、現在も毎週最大 500,000 件の記録からなる異なるバッチに分割して、アップロードが続けられています。バックファイルのアップロード終了目標は、2009 年の第 25 週目です。アップロードが完了すると、収録件数は 6,700,000 件になり、1985 年 10 月からの特許と実用新案出願について中国のリーガルステータスイベントの全てをカバーすることになります。

フロントファイルイベントは、中国特許庁から年 4 回、まとめて発信されます。EPO にこれが届き次第、INPADOC リーガルステータスデータ

ベース (と esp@cenet) でフロントファイルイベントをご覧頂けるようになります。

31 のリーガルイベントコードの詳細については [http://documents.epo.org/projects/babylon/rawdata.nsf/0/71D52AD41E8DB104C1257599002F72A7/\\$File/le-codes-enog16.txt](http://documents.epo.org/projects/babylon/rawdata.nsf/0/71D52AD41E8DB104C1257599002F72A7/$File/le-codes-enog16.txt) をご覧ください。

中国のリーガルイベントの記録サンプル :

CN	F	1985102305 A
PRS Date:	1985/11/01	
PRS Code:	C10	
Code Expl.:	REQUEST FOR EXAMINATION AS TO SUBSTANCE	

Bernard 氏、ロンドン通いはもうしない

Bernard Smith氏はパテントサーチャーです。航空産業で18年間勤務し1993年に定年後も、特定産業に特化した特許専門の速報を提供し、特許ビジネスにおいて精力的に活動しています。Bernard氏は毎週、ケント州の自宅から電車でロンドンまで出掛け、英国図書館で最新のEP公報を閲覧していました。大抵、EP公報は公開日にヨーロッパ中の特許図書館で入手できますが、郵便配達の手配で遅れることも時々あります。そこで、Bernard氏は出掛ける前に英国図書館に電話してESPACEのDVDが実際に到着しているかどうか確認する必要がありました。

2008年5月、EPOはMIMOSAオンラインサービスにおいて、最近4週間の、EPコードがAとBである文献を無料で提供する新サービスを開始しました。Bernard氏はこれをチャンスだと思いました。快適な自宅から情報にアクセスでき、ロンドンまでの「気が遠くなるような通勤」を止めることができるのです。そして、この新サービスに登録しました。Bernard氏は英国図書館でMIMOSAを利用してため、既にMIMOSAは手馴れたものでした。EPOのサポートチームの力を少しだけ借りて、「ヴィンテージもの」のWindows 98パソコンにMIMOSAソフトウェアをインストールしました。

何てことだ、MIMOSAが使えないデータベースへのアクセスを試みるたびにエラーメッセージが表示されました。EPOの職員とソフトウェアプログラマーが、彼のシステムを一定の最低限の技術要件に適合させる必要があるとして沢山の手掛かりや助言を提供したものの、全く効果がありませんでした。

そして「ヴィンテージもの」のPCからESPACE EPにアクセスできないまま4週間が経ち、Bernard氏は、新品のVISTA PCを購入したばかりの義理の妹のFrancesのもとへ向かいました。確かに使えました！

しかし、Francesの場合もデータベースへのアクセスに問題があったので、再びEPOのサポートスタッフの順番です。これはFrancesが十分なユーザー権利を持っていないからだということがわかりました。EPOからのアドバイスに従ってすぐにデータベースにアクセスできるようになったものの、Francesはパテントサーチャーではあ

りません。

また、Bernard氏がデータベースに無事アクセスできるようにすることは、EPOチームとプログラムの威信をかけた問題でした。助言やアドバイスを書いたメールのやりとりが長い間行われましたが、その間もBernard氏は毎週ロンドンまでの長旅を続けていました。

遂に、必要なあらゆるパラメータが予め設定された特製のインストールディスクが出来上がり、Bernard氏に送り届けられました。それでも、Bernard氏の「ヴィンテージもの」のPCは応えてくれませんでした。EPOは既に、新しいプログラムは旧式のものに搭載されていないオペレーションシステムの機能に依存しているので、旧型のPCで新しいプログラムを機能させられるとは限らないということもBernard氏に伝えていました。

今回の場合、WINDOWS 98に搭載されていなかった必要ツールは、XML形式の情報を処理する或るツールでした。一方で、Bernard氏はそのPCでしか機能しないプログラムも幾つか抱えており、依然としてこれらのプログラムを必要としていました。

ESPACE EP4Weeksでは、最近4週間のEPコードがAとBの文献に無料でアクセスでき、全ての検索がEPOのMIMOSAソフトウェアの利用により可能です。

www.epo.org/patents/patent-information/free.html から今すぐ登録を。

追伸: WINDOWS 98以前のシステム等ではご利用になれません。



Bernard Smith氏を囲んで妻のHelenさん(左)と友人のFrancesさん(右)

そこで、Bernard氏はこの特製ディスクをFrances、近所のJessica、友人のColinのもとへも持って回りました。全員がEP4Weeksデータベースにアクセスできました。しかし誰も特許調査を行うことはできません。

Bernard氏の妻のHelenさんもこの道45年のパテントサーチャーで特許調査ができたので、このディスクをHelenさんのPCでも試してみました。しかし、このPCもWINDOWS98だったので利用できませんでした。友人達のPC上で動くデータベースを目の当たりにしたことで、ロンドン通いをなくそう、というBernard氏の決心は、より強まりました。

そこで、彼はこのインストールディスクを携えて地元のPCホスピタルに向き、お店でMIMOSAとEP4Weeksをインストールしました。動作の確認後ただちに、彼は真新しいラップトップ、「賢いちびっ子」を購入しました。

ESPACE EP4Weeksデータベースは、毎週水曜日の14時(中央ヨーロッパ標準時)に更新されますが、毎週これと同時にBernardは調査を行える

ようになりました。英国図書館に電話してDVDが届いているかどうか確認することも、電車に乗ることもありません。

Bernard氏のジャーナルは、滞りなく予定通りに運営されています。ESPACE EP4Weeksデータベースへのアクセスは無料で、しかもBernard氏は交通費を払わなくてもよくなったので、近いうちに新しいPCの出費の元がとれることでしょう。

中国には「長旅はそれ自体がお土産:The journey is the reward」という意味の諺があります。

Bernard氏の場合のお土産は、長旅からの卒業でした。

Bernard氏は「英国図書館の職員は長年変わらず、直面している問題の如何を問わず、利用者への支援に熱心です。これと同じ伝統がEPOにも息づいていることがわかり嬉しいです。」と語ってくれました。

「他の組織なら大抵、そんな事はできないと言うだけかもしれませんが、EPOのチームは困っている私を見捨てることは決してしませんでした。毎週、EP検索をする度に、彼らが私の水曜日を取り戻してくれたことに感謝しています。」

PATLIB2009—第 20 回欧州特許情報図書館及び特許情報センター会議

欧州の 328 の特許情報図書館と特許情報センター（PATLIB センター）は、特許情報コミュニティの中核をなしています。特許情報図書館と特許情報センター（PATLIB センター）は、特許システムと欧州のイノベーション企業や団体とを結ぶ主要なリンクです。

特許情報業界も昨今の金融危機の影響を免れず、各 PATLIB センターは、企業が金融恐慌を生き抜こうと各々の中核事業に注力しているために、PATLIB の特許情報製品やサービスへの需要が著しく減少したことを明らかにしました。

こうしたことから、PATLIB2009 会議は、代表者同士がヨーロッパ大陸中からの同業者と現下の課題について話し合う機会を提供する、という新たな重要性を帯びました。

今年はブルガリア共和国特許庁の協力の下、26 カ国の加盟国に加えロシア、韓国から 200 人を超える参加者が 5 月 20 日～22 日にかけてソフィアでのこのイベントに集結し、PATLIB 職員にとって同業者と意見を交換して知見を得るための、またとない絶好の機会になりました。

今年は、昨今の経済情勢や可能な予算を慎重に使用することがかなり重要視されていたこともあり、代表者らはこのイベントへの参加から、具体的な収穫を得て帰ろうとしていました。つまり、PATLIB2009 には「最良の実例を踏まえる」という現実的なテーマが根底にありました。

このテーマは、ベルリンで最近行われた PATLIB 協力特別会議でも話し合われました（このときの主題は「ツール、クオリティ、付加価値のあるサービス」でした）。ベルリンでの会議では、発展を加速させるべく、選抜した PATLIB センターを急速に成長させようとする、試験的な計画構想がなされました。今後数年で、PATLIB センターの予め定められたコンセプトに基づいてこの計画が実行に移されることでしょう。ソフィアにおいては、この点についてフォローアップディスカッションが行われ、更に踏み込んだ話し合いがなされるとともに、ベルリンでの会合に出席できなかった PATLIB センターがこの議論に参加できるきっかけになりました。

昨今の危機において持ち場を守り続けるだけということは選択肢にならないというのが大多数の意見ですが、現実的な対応は「適応と調整」しかありません。適応とは、現在手がけている製品とサービスのポートフォリオを分析し、時流や重要度が最も高いエンドユーザーに合わせてこれを改良することです。調整とは、現在の製品とサービスが評価されている間に、これらをもっと魅力的なるように改善又は改良を加え得ることです。

各 PATLIB センターがばらばらに「適応と調整」を行わなくてもよいことを示すのが、PATLIB 会議の重要な目的でした。どのセンターも、他のセンターの経験とノウハウから得るところがあるはずなので、PATLIB2009 では、PATLIB のネットワーク全体から取り上げた「ベストプラクティス」の例を紹介しました。



初日には、Frédéric Caillaud 氏（ロレアル社）が特許情報ツール業界のトレンドについて見解を述べました。このイベントでは「スキルとツール」「最先端のサービス」に終始焦点が置かれ、外部の専門家による一連のセミナーも行われました。また、「クオリティ」と、製品やサービスへの信用と信頼を築く上での「クオリティ」の重要性という課題についても取り上げられました。

PATLIB2009 への大きな貢献となったのが、Lodz PATLIB センター（ポーランド）によるプレゼンテーションで、PATLIB センターが有益なものであり続けるための最適な条件を究明する調査についてのものでした。Feret 氏が率いる Lodz チームはヨーロッパの PATLIB センターを調査し、状況変化への適応能力や、運営している財源、環境を評価しました。

特許情報製品やサービスを一般社会に提供することは、EPO 加盟国全体にとって有益且つ必要な活動です。PATLIB ネットワークはこの活動の要です。PATLIB2009 の主催者側は、各代表者が、同業者の経験に耳を傾け、知見を得、実際に試してみ、質問をする機会を提供することを自身の目標に設定しました。EPO の役割は、昨今の危機に適応しこれを取り越えるための PATLIB センターの試みをサポートし、遂にこれを成し遂げたときに金融の好転による利益を享受し易くすることです。

PATLIB2009 について詳しくは
www.epo.org/aboutus/events/patlib2009.html をご覧ください。

PATLIB2009 について詳しくは
www.epo.org/aboutus/events/patlib2009.html をご覧ください。

PATLIB ネットワークについて更に詳しくは
www.epo.org/patents/patent-information/patlib.html まで。

来年の PATLIB 会議 2010 は、5 月 12 日から 14 日にかけてドイツのドレスデンで開催予定です。

World Patent Information 誌

国際的なピアレビュー誌である「World Patent Information」の最新号 (WPI Vol 31(2), 2009) が最近、以下の内容で電子版、印刷版ともに発行されました

- 語義増強とメタデータの拡張 - 産業界での効果的な使用例
- マーカッシュ構造のインハウス特許検索に向けて
- 特許に基づいた技術イノベーション評価
- 中華人民共和国の8つの経済領域の将来性
- IP ゲーム：遊びながら楽しんで若手を育成する方法
- オリジナルの特許データと付加

価値を追加した特許情報の比較: 医薬分野におけるケーススタディ
トルコの特許活動: テキスタイル産業の場合

編集者の Mike Blackman は、当雑誌に公開可能な記事の投稿をいつでも歓迎しております。ご連絡はこちらまで。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk.

内容リストと要約を含む、当雑誌に関する詳しい情報はこちらで入手できます。

www.elsevier.com/locate/worpatin

intellogist.com - 新しい無料サービス

インテロジスト (Intellogist) は、特許情報源を概観できる、Landon IP が提供する wiki ベースの新しいサービスです。料金は無料で、特許のカバー範囲のインタラクティブマップや、様々な特許検索システムに関するレポート、特許検索のベストプラクティスなどが掲載されています。

詳しくは www.intellogist.com をご覧ください。

Minesoft 社、Queen's Award for Enterprise を受賞

イギリスを拠点とする特許情報サプライヤーの Minesoft 社は Queen's Award for Enterprise in International Trade (企業に贈られる英国女王賞の国際貿易部門) の受賞者に決定しました。Minesoft 社は、1996年に創業者の Ann Chapman と Ophir Daniel により設立され、特許情報のソフトウェアソリューション、国際的な検索が可能なデータベース、コンペティティブ・インテリジェンスアラートシス

テムを提供しています。Queen's Award 事務局は「3年以上、輸出収入が倍増以上で、数百万ポンドの粗利益を達成し、自社が設計開発した製品の販売を伸ばしたため」Minesoft 社が初受賞を果たしたと発表しました。

詳しくは www.minesoft.com/pressr/QueensAward2009.pdf でご覧になれます。

オンライン出願

新着：異議申立、審判、取消、減縮書類のオンライン申請と経過レビュー

EPO のオンライン出願ソフトウェアで審査請求や異議申立、審判、取消、減縮にかかるその他の書類を提出したり、経過をレビューしたりできるのをご存知ですか？

できるようになります。

EPO のオンラインサービスについて詳しくは www.epoline.org をご覧ください。

3月初めに導入されたこれらの追加機能により、EPO では更に効率的に書類の手続きができるようになり、殆どの場合、更に迅速に Register Plus に情報をアップロード

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記：表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願（欧州特許 PCT 出願）の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2009年1月～6月	2009年の週平均	2009年1～6月の合計	2008年からの変化
EP-A公報			
EP-A1	861	22,380	8.1%
EP-A2	426	11,076	-2.0%
EP-A1 + A2の合計	1,287	33,456	4.5%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	66.9%		3.4%
EP-A3	340	8,828	0.3%
EP-B公報			
EP-B1+B2	960	24,949	-15.8%

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談
Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報
Tel.: +43 1 52126 4545,
Fax: +43 1 52126 4197,
e-mail: asiainfo@epo.org

研修
Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

定期購読
Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

刊行物
Tel.: +43 1 52126 4548
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: docdeliv@epo.org

オペレータ電話
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ディビジョンメーカーのための特許統計

「新しい技術、特許クオリティと起業家精神」

2009年10月7日～8日にかけて、ディビジョンメーカーのための特許統計に関する EPO/OECD 合同会議がウィーンで開催されました。この会議は、OECD と EPO が主催し、卓越した DIME (Dynamics of Institutions and Markets in Europe) ネットワークと、USPTO、JPO、WIPO、米国立科学財団、EC 統計局の協力により開催されました。

この会議の目的は、昨今の経済的展望に鑑み、更には、特許システムの変化と出願人による特許システ

ムの利用を踏まえて、参加者同士が特許情報解析の進歩について議論できるようにすることです。

今回の会議では、特に次の場合にいかの特許データを活用するかという点に重点が置かれました。

- －研究開発投資に関する意思決定
- －特定の技術における競争環境の見極め
- －変化する経済環境に適応するための、システムの方向転換の策定

詳しくは：

www.epo.org/about-us/events/patstat.html をご覧ください。

EPO 特許情報会議 2009 – プログラムを入手できます

現在、EPO のウェブサイトでは、EPO 特許情報会議 2009 のプログラムを、開催地と登録方法に関する情報と一緒に入手できます。

www.epo.org/pi-conference で e-mail アドレスを登録するだけで、2009年11月3日～5日にかけてフランスのビアリッツにある Le Bellevue conference centre で開催予定の会議に備えた最新情報を入手できます。



発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: J. Beatty, M.-L. Candelon
(INPI), D. Dickinson, C. Kammer,
H. Moochan, P. Paris, I. Schellner,
D. Shalloe, A. Surmann, H. Wongel
デザイン: Atelier 59

Patent Information News
発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。

EPO, ESPACE, esp@cenet
および epoline は登録商標です。
ISSN 1024-6673